

団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の表記契約に係る入札公告（平成30年7月9日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等
- 3 その他
- 4 請負契約書（案）
- 5 入札心得書（物品購入等）
- 6 入札書、入札金額明細表及び封筒（様式）
- 7 年間委任状、使用印鑑届及び委任状（様式）

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

1 入札等実施要領

1 契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 西村 志郎

2 業務内容

(1) 件名

団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務

(2) 業務の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

平成30年8月21日から平成33年11月15日まで

(4) 履行場所

兵庫県内某所 詳細な住所は、「機械警備業務履行場所開示申請」により開示する。

○「機械警備業務履行場所」の通知方法

機械警備業務履行場所開示申請書（様式1）に必要事項を記入し、FAXにより申し込むこと。FAX受領後、翌日又は翌々日（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、申込者に到着するように送信する。3営業日を過ぎても到着しない場合は、下記問合せ先に電話にて確認すること。

【受付期間、送信先、問合せ先】

受付期間：平成30年7月9日（月）から平成30年7月17日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時30分から午後5時まで。

送信先及び問合せ先：西日本支社ストック事業推進部事業企画課 担当：白石

FAX：06-6969-9953 TEL：06-6969-9896

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 仕様書に対する質問と回答

(1) 仕様書に関する質問は、「質問書」（任意様式）による。

イ 提出期間 平成30年7月23日（火）から平成30年8月3日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時は除く。※あらかじめ電話予約の上、来社すること。

ロ 提出場所 2（4）の問合せ先に同じ

ハ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

(2) 質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間 平成30年8月7日（火）から平成30年8月9日（木）の午前10時から

午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時は除く。※あらかじめ電話予約の上、来社すること。

ロ 閲覧場所 4 (1) ロに同じ。

5 入札書の提出場所等

(1) 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

(2) 入札書の受領期限及び提出方法

イ 受領期限 平成 30 年 8 月 9 日 (木) 17 時 00 分

ロ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、受領期限までに必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成 30 年 8 月 10 日 (金) 10 時 00 分

ロ 場所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 入札室 (予定)

※入札者は、開札に立ち会うものとする。

6 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 支払条件

警備機器の設置料金、撤去料金及び月額料金等契約期間中にかかる金額の総価を契約期間月数で割った額を月額料金とし、請負契約書の規定により請負代金を支払うものとする。

8 入札方式等

(1) 入札金額は、履行期間中の警備機器設置料金、撤去料金及び月額料金等総価を記載すること。なお、入札書には入札金額の内訳を示した「入札金額明細表」を添付すること。入札書に記載した入札金額と「入札金額明細表」の額が異なっている場合、又は「入札金額明細表」に計算間違い等の誤りがある場合は無効とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法は、本入札説明書に従い書類、資料、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務 1 の競争参加資格及び仕様書に記載する要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が当機構の予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者をもって落札者とする。

(4) 落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。

- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 本業務において、入札位参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。
- (7) 入札参加者は、入札心得書（物品購入等）を熟読し、入札心得を遵守すること。

9 問い合わせ先

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 ストック事業推進部 事業企画課 白石

TEL：06-6969-9896

（土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等

1 競争参加資格

(1) 次の者は、競争参加資格を有しない。

イ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札書の受領期限の日において、当機構から本件履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中の者。

ハ 入札書の受領期限の日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

(イ) 当機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(ロ) 当機構が執行した競争入札において公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。

(ハ) 当機構との契約に当たり落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(ニ) 当機構との契約において監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(ホ) 当機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(ヘ) (イ)～(ホ)に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(ト) (イ)～(ヘ)に該当する者を入札代理人として使用する者。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者。

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構西日本地区において、平成29・30年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格を有しているもので、「役務提供」に係る業種区分の認定を受けていること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査等に関する問合せ先は次のとおり。

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

TEL: 06-6969-9019

(土曜及び日曜を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く)

ハ 公示日から開札日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

ニ 警備業法(昭和47年法律第117号)(以下、「警備業法」という。)第5条に規定す

- る都道府県公安委員会による営業認定を受け、かつ、その認定証が有効期限内であること。
- ホ 警備業法第40条に規定する都道府県公安委員会への機械警備業務に関する届出書を出していること。
- ヘ 警備業法第42条に定める機械警備業務管理者証の交付を受けている者を選任していること。
- ト 警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと。
- チ 警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行う者であること。
- リ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- ヌ リに該当する者のほか、不法な行為を行い、若しくは行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、契約相手方として機構が適当でないとする者でないこと。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 本競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書（様式2）（以下「申請書」という。）及び上記1（2）ロ、ニ、ホ、ヘ、ト、チに記載する必要な証明書等（以下「証明書」という。）を提出し、ケイお役担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- ① 提出期間：平成30年7月17日（火）から平成30年7月23日（月）（競争確認審査基準日という。）までの土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで。
※あらかじめ電話予約の上、来社すること。
- ② 提出場所：1 入札等実施要領9 問合せ先に同じ
- ③ 提出方法：「申請書」及び「証明書」の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- なお、1（2）イの認定を受けていない者は、競争確認審査基準日までに1（2）イの認定を受けることにより、「申請書」及び「証明書」を提出することができる。
- (2) 「申請書」は、複写して2部（1部は受付控えとして返却する。）提出すること。
- なお、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分（392円）の切手を貼った長3号封筒を提出すること。
- (3) 1（2）ロ、ニ、ホ、ヘ、ト、チに記載する書類を提出すること。
- ① 1（2）ロの競争参加資格を有する者であることを証明する写し
- ② 1（2）ニの警備業法第5条に規定する都道府県公安委員会による営業認定を受けていることを証明する書面（認定証）の写し
- ③ 1（2）ホの警備業法第40条に規定する都道府県公安委員会への機械警備業務に関する届出書の写し
- ④ 1（2）ヘの警備業法第42条に定める機械警備業務管理者証の写し
- ⑤ 1（2）トの警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと、及び1（2）チの警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行う者であることを誓約する書面（様式3）

- (4) 提出方法：「申請書」及び「証明書」の提出は、提出場所へ持参することにより行う。
提出された「証明書」は、当機構において審査するものとし、契約担当役が仕様書に照らし採用し得ると判断した「証明書」を添付した場合のみを落札決定の対象とする。
- (5) 競争参加資格の確認は、「申請書」及び「証明書」の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成30年8月1日（水）までに書面で通知する。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成及び提出に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 契約担当役は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査等の対象としない。

- (6) 申請書及び証明書に関する問合せ先

独立行政法人都市再生機構西日本支社 ストック事業推進部 事業企画課 白石
TEL：06-6969-9896

- (7) 申請書及び証明書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行う場合がある。
- (8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④1者応札又は1者応募である場合はその旨

3. 当方に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(様式1)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
ストック事業推進部事業企画課 白石 行

機械警備業務履行場所開示申請書【FAX用】

下記業務の機械警備業務履行場所の開示を申請します。

業 務 件 名		団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務
申 込 者	会社名	
	郵便番号・住所	〒
	電話番号	
	担当者名	
	FAX番号	
備 考		

(申込先)

独立行政法人都市再生機構西日本支社
ストック事業推進部事業企画課
担当：白石

FAX：06-6969-9953

TEL：06-6969-9896

(様式2)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

連絡者氏名

印

所属・電話番号

平成30年7月9日付で公示のありました「ストック事業推進部事業敷地に関する用地管理・処分に向けた資料作成等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等の1「競争参加資格」(2)に定める以下の書類

- ① 1 (2) ロの競争参加資格を有する者であることを証明する写し
- ② 1 (2) ニの警備業法第5条に規定する都道府県公安委員会による営業認定を受けていることを証明する書面(認定証)の写し
- ③ 1 (2) ホの警備業法第40条に規定する都道府県公安委員会への機械警備業務に関する届出書の写し
- ④ 1 (2) への警備業法第42条に定める機械警備業務管理者証の写し
- ⑤ 1 (2) トの警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと、及び1 (2) チの警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行う者であることを誓約する書面(様式3)

以上

(様式3)

誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西村 志郎 殿

会社名

住所

代表者名

当社における業務内容について、下記のとおり事実と相違ないことを誓約します。

- 1 警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと。
- 2 警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行うこと。

請 負 契 約 書（案）

1 役務の名称

団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務

2 履行場所

3 履行期間

平成30年8月21日から平成33年11月15日まで

4 請負代金額 金*****円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税（8%）の額*****円

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者*****とは、頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85
氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 西村 志郎 印

受注者 住所
氏名 印

（総則）

第1条 発注者は、本役務をこの契約に定める条件で受注者に発注し、受注者は、これを履行した上、その目的物（以下「目的物」という。）があるときは、これを発注者に引き渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（仕様）

第4条 受注者は、別紙1の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、本役務を履行するも

のとする。

(履行期限の延長等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、仕様書に指定された当該履行期限を延長し、又は履行時期を変更することができる。ただし、その延長日数又は変更後の履行時期は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 本役務の履行に当たり、次条第1項に規定する発注者の確認（同条第3項の再検収がある場合には、当該再検収）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(完了の確認)

第7条 受注者は、別紙2の業務費用支払予定表（以下「支払予定表」という。）に指定された各履行期限内又は各履行時期（第5条又は第11条の規定により当該履行期限又は履行時期が延長され、又は変更されたときは、その延長後の履行期限又は変更後の履行時期）における本役務の履行後、直ちに発注者に届け出て、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認（以下「検収」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検収の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い、発注者の再検収を受けなければならない。この場合、再検収の期限については、前項の規定を準用する。

4 検収又は前項の再検収に合格した日をもって、第1項の本役務は完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する同条第1項の本役務の完了日から1年間当該本役務の瑕疵を補修するものとする。

(請負代金の支払い)

第9条 受注者は、請負代金については、第7条第4項に規定する同条第1項の本役務の完了日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

2 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検収又は同条第3項の再検収を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検収又は再検収を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(請負代金の改定)

第10条 賃金、材料等の価格や契約期間等に変動があり、前条第1項に規定する請負代金の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定する。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により受注者が仕様書及び支払予定表に指定された履行

期限内又は履行時期に本役務を完了しない場合において、履行期限又は履行時期経過後相当期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長し、又は履行時期を変更することができる。

2 前項の延滞金は、その延長日数に応じ、請負代金に対し、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。第15条の2において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき理由により約定期間を超えて請負代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年(365日当たり)2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

(損害賠償義務)

第14条 本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りでない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰する理由により、仕様書に指定された履行期限内若しくは履行時期又はこれらの経過後相当期間内に本役務を完了する見込みがないとき。
- 二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。
- 三 前条に規定する賠償義務を怠ったとき。
- 四 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができなるとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 六 破産の申立て(自己申立てを含む。)を受け、又は解散したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の都合による解除)

第16条 発注者は、第15条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(相殺)

第18条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙1 (仕様書)

別紙2 (業務費用支払予定表)

(別紙1)

仕様書

1 件名

団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務

2 契約期間

平成30年8月21日から平成33年11月15日まで

3 対象の事務所

4 警備目的

警備対象事務所における盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同事務所の円滑な業務運営及び個人情報保護に寄与することを目的とする。

5 警備方法

機械警備システム（異常感知装置及び自動通報装置（以下「警備機器」という。）と警備員による対応を組み合わせた警備活動）

6 警備内容

- (1) 警備対象事務所内における不法侵入者等の早期発見と措置
- (2) 警備対象事務所の異常発見、通報及び緊急措置
- (3) 盗難等の早期発見と阻止
- (4) 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
- (5) 機械警備システム用に警備対象事務所に設置された警備機器の点検操作

7 警備上必要な機械等

(1) 警備機器概要

- ①警報送信機
- ②警報受信機
- ③操作器（コントローラー）
- ④人感センサー
- ⑤ドア（窓）開放感知センサー

(2) 上記警備機器の中から、必要数を設置すること。

(3) 警備機器及びこれに付随する一切の設備については、受注者が設置し、受注者の所有に属する。

8 異常事態発生における処理

(1) 警報機器により警備対象事務所に異常事態が発生したことを確認したときは、警備員（警

備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第 23 条に定める検定に合格した者をいう）を急行させ、異常事態を確認、事態の拡大防止にあたる。

（2）受注者は、異常事態を確認後、発注者が別途指定する者へその状況を連絡するほか、必要に応じて関係先（警察・消防署等）へ通報する。

9 事故報告等の届出

受注者は警備対象事務所の異常対処の内容について、速やかに発注者に報告書を提出すること。

10 鍵の預託

警備上必要な鍵については、それぞれ受領書によりその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管するものとする。

11 警備機器の設置及び撤去

警備機器及びこれに付随する一切の設備は、受注者が設置及び撤去工事を行い現状復帰に努めることとする。なお、現状復帰の内容、撤去作業日程は発注者と協議の上決定する。

12 損害賠償

（1）受注者の責に帰すべき事由により、警備対象事務所が存する建物、及び事務所内における設備及び物品を破損又は滅失したときは、直ちに発注者に届け出るとともに、受注者は損害を賠償しなければならない。ただし、発注者がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

（2）受注者の警備員又は従業員が業務執行中に負った損害については、受注者がこれを補償し、発注者は一切責任を負わない。

（3）受注者が本契約に基づいた警備を実施中に、発注者又は第三者に対して損害を与えた場合において、その原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者は、発注者又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。

13 その他

（1）警備機器の設置日時等については、受注者は発注者と調整を行い実施すること。また、業務開始前までに事務所内の案内員等へ警備機器の使用方法を説明すること。

（2）警報機器の設置にあたっては、発注者の電話回線を利用することも可とする。

（3）警備機器操作に必要なカード等は、設置と同時に発注者に必要数交付すること。

（4）警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者との協議の上取り決めるものとする。

(別紙2)

業 務 費 用 支 払 予 定 表

回数	履行期間	予定金額 (税込・円)	備考
1回	平成30年8月21日から 平成30年8月31日まで	円	
2回	平成30年9月1日から 平成30年9月30日まで	円	
3回	平成30年10月1日から 平成30年10月31日まで	円	
4回	平成30年11月1日から 平成30年11月30日まで	円	
5回	平成30年12月1日から 平成30年12月31日まで	円	
6回	平成31年1月1日から 平成31年1月31日まで	円	
7回	平成31年2月1日から 平成31年2月28日まで	円	
8回	平成31年3月1日から 平成31年3月31日まで	円	
9回	平成31年4月1日から 平成31年4月30日まで	円	
10回	平成31年5月1日から 平成31年5月31日まで	円	
11回	平成31年6月1日から 平成31年6月30日まで	円	
12回	平成31年7月1日から 平成31年7月31日まで	円	
13回	平成31年8月1日から 平成31年8月31日まで	円	
14回	平成31年9月1日から 平成31年9月30日まで	円	
15回	平成31年10月1日から 平成31年10月31日まで	円	

16回	平成31年11月1日から 平成31年11月30日まで	円	
17回	平成31年12月1日から 平成31年12月31日まで	円	
18回	平成32年1月1日から 平成32年1月31日まで	円	
19回	平成32年2月1日から 平成32年2月29日まで	円	
20回	平成32年3月1日から 平成32年3月31日まで	円	
21回	平成32年4月1日から 平成32年4月30日まで	円	
22回	平成32年5月1日から 平成32年5月31日まで	円	
23回	平成32年6月1日から 平成32年6月30日まで	円	
24回	平成32年7月1日から 平成32年7月31日まで	円	
25回	平成32年8月1日から 平成32年8月31日まで	円	
26回	平成32年9月1日から 平成32年9月30日まで	円	
27回	平成32年10月1日から 平成32年10月31日まで	円	
28回	平成32年11月1日から 平成32年11月30日まで	円	
29回	平成32年12月1日から 平成32年12月31日まで	円	
30回	平成33年1月1日から 平成33年1月31日まで	円	
31回	平成33年2月1日から 平成33年2月28日まで	円	
32回	平成33年3月1日から 平成33年3月31日まで	円	
33回	平成33年4月1日から 平成33年4月30日まで	円	

34回	平成33年5月1日から 平成33年5月31日まで	円	
35回	平成33年6月1日から 平成33年6月30日まで	円	
36回	平成33年7月1日から 平成33年7月31日まで	円	
37回	平成33年8月1日から 平成33年8月31日まで	円	
38回	平成33年9月1日から 平成33年9月30日まで	円	
39回	平成33年10月1日から 平成33年10月31日まで	円	
40回	平成33年11月1日から 平成33年11月15日まで	円	
計		円	

5 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札説明書に示した期限までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前であつては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - 二 入札執行中であつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札金額明細表)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の入札金額明細表を提出しておかなければならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者は、入札書をいったん提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札金額の記載を訂正したとき。

四 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、入札説明書に示した場所及び日時に、入札者又はその代理人に立ち合わせて行い、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、最低の価格により入札した者を落札者とすることがある。

2 前項ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければならない。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないとき当該落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用する場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - (1) 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - (2) 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務

入札心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

代 理 人

印

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 西村 志郎 殿

入札金額明細表

件名：団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務

会社名 _____

項目		税抜金額	税込金額
月額	設置費用、撤去費用を含めた月額料金を記載。	① 円/月	⑤（請負契約書別紙2業務費用支払予定表に記載する額＝） 円/月
日割料金 H30/8/21～ 8/31 (11日分)	設置費用、撤去費用を含めた日割料金を記載。	②（月額料金÷30日（10円未満は切捨て。）×11日＝） 円/11日	⑥（請負契約書別紙2業務費用支払予定表1回に記載する額＝） 円/11日
日割料金 H33/11/1～ 11/15 (15日分)	設置費用、撤去費用を含めた日割料金を記載。	③（月額料金÷30日（10円未満は切捨て。）×15日＝） 円/15日	⑦（請負契約書別紙2業務費用支払予定表40回に記載する額＝） 円/15日
合計金額 (38ヶ月 26日分)	設置費用、撤去費用を含めた合計金額（38ヶ月と26日分）を記載。	④＝（①×38ヵ月+②+③） （入札書に記載する額＝） 円	⑧＝（⑤×38ヵ月）+⑥+⑦ （請負契約書別紙2業務費用支払予定表の計に記載する額＝） 円

本表は、入札書と共に封入すること

封筒様式

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西村 志郎 殿
(件名…団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務 入札書)

裏

封
印
住所・連絡先
会社名
氏名
※登録番号
印
印

※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

提出された入札書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西村 志郎 殿

私は下記のを代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社との契約について下記事項に関する権限を委任します。

記

（委任事項）

1. 入札及び見積に関する件
1. 契約締結及び履行に関する件
1. 契約代金の請求及び受領に関する件
1. 復代理人の選任に関する件
1. その他契約に関する一切の件

（委任期間）

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（委任者）

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

（受任者）

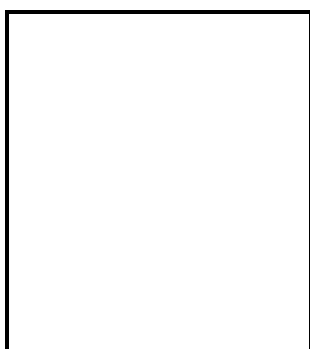
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西 村 志 郎 殿

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号または名称

代 表 者 名

実印

添付書類

・印鑑証明書（原本・1通・発効日から3ヶ月以内のもの。）

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「団地再生業務事務所兵庫県A分室機械警備業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件

2.

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

(委任者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(受任者)

住所

商号又は名称

所属部署

氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎 殿

※委任状には、委任者（代表者）の印鑑証明書（原本、発行から3ヵ月以内）を添付すること。